

問題で聞かれているのは「正しいもの」か「誤っているもの」かをきちんと確認。  
「正しいもの」「誤っているもの」の文字を○で囲むと見直す時にも便利。

[No. 1]市街地再開発組合の役員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。26-35

1. 理事及び監事の任期は、5年以内とし、補欠の理事及び監事の任期は、前任者の在任期間となる。
2. 組合の理事を組合員以外から選任しようとするときは、5人以上の組合員からの推薦をもって総会で選任しなければならない。
3. 理事長は組合員からの総組合員の10分の1以上の同意を得て、会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
4. 組合員は、総組合員の3分の1以上の連署をもって、その代表者から組合に対し、理事又は監事の解任をすることができる。

[No. 2]市街地再開発組合の審査委員に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。26-36

1. 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ公正な判断ができる者のうちから、3人以上を組合総会で選任したのち、都道府県知事の承認を受け、決定される。
2. 審査委員の任期は、都市再開発法では、市街地再開発組合が権利変換期日を迎えるまでの期間として規定されている。
3. 当初予定した土地の明渡し予定時期に変更の必要が生じたため、審査委員の同意を得ずに、組合総会で議決を得て権利変換計画の変更手続きを進めた。
4. 土地の明渡しに伴う損失補償金については、再開発組合と占有者又は物件に関し権利を有する者との協議が成立すれば、審査委員の同意は必要としない。

[No. 3]市街地再開発事業の事業決定手続きの記述で、誤っているものは次のうちどれか。27-26

1. 個人施行による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内に土地所有者、借地権者、建物の所有者及び借家権者があるときは、事業計画についてこれらすべての者の同意が必要である。
2. 組合設立認可を申請しようとする者は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれ3分の2以上の同意を得なければならない。
3. 再開発会社施行事業の施行の認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意を得なければならない。
4. 地方公共団体施行事業にあつては、施行規程及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意を得なければならない。

[No. 4] 組合施行事業による市街地再開発組合の設立認可に関する同意手続きの記述で、誤っているものは次のうちどれか。27-27

1. 宅地の所有者が数人の共有に属する宅地があるときは、同意した者の共有持分の割合の合計を同意した者の数とみなす。
2. 宅地所有者が別の宅地の借地権者である場合は、同意者数としては宅地所有者として算定し、借地権者としては算定しない。
3. 組合設立認可を申請しようとする者は、施行地区となるべき区域内の権利者の同意を得たことを証する書類を認可申請書に添付しなければならない。
4. 施行地区となるべき区域内の土地又は物件に関し権利を有する者のすべての同意を得て組合設立の申請があった場合にあっても、市町村長は当該事業計画を公衆の縦覧に供しなければならない。

[No. 5] 組合施行の市街地再開発事業における未登記の借地権申告に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。27-28

1. 組合設立のために宅地の所有者及び借地権者の同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を都道府県知事（地方自治法の指定都市においては指定都市の長）に申請しなければならない。
2. 借地権の申告は、組合設立の同意を得るべき未登記の借地権者及びその借地の地積を確認するために行う。
3. 未登記の借地権申告は、組合の設立発起人に対して行わなければならない。
4. 借地権を有する者が、借地権の申告をしないと、組合設立後に組合員になれない。

[No. 6] 市街地再開発事業における事業計画の縦覧に関する手続きの記述で、誤っているものは次のうちどれか。27-29

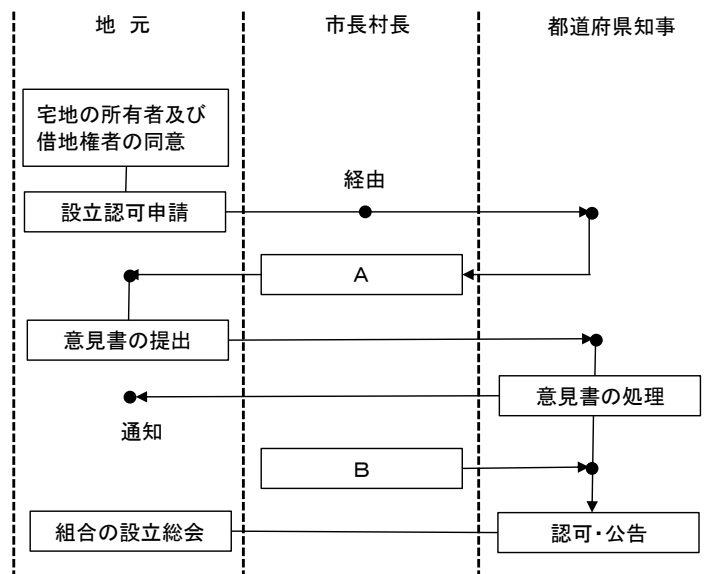
1. 個人施行による市街地再開発事業においては、事業計画を公衆の縦覧に供する手続きを必要としない。
2. 縦覧に供された事業計画について意見書を提出することができる者には、施行地区となるべき区域内に存する建築物の借家権者や抵当権者も含まれる。
3. 縦覧に供された事業計画については、都市計画において定められた事項についても意見を提出することができる。
4. 都道府県知事から修正を命じられた事業計画については、その修正に係る部分のみ再度縦覧の手続きを行えばよい。

[No. 7] 市街地再開発事業を施行しようとする者が行う、公共施設管理者の事業計画への同意に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。27-30

1. 事業の施行により整備する交番の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。
2. 事業の施行により施行地区から地区外に移転する公立中学校の管理者の同意を得なければならない。
3. 事業の施行により整備する下水道の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。
4. 事業の施行により整備する道路の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。

[No. 8]下の図は、都道府県知事が認可する市街地再開発組合の設立に関わる手続きを地元、市町村長、都道府県知事に分けて、表示したものである。

[A]及び[B]の内容として、適切な組み合わせは次のうちのどれか。ただし、事業計画の決定に先立って組合を設立する場合を除く。27-31



1. Aは、事業計画の縦覧。Bは、公共施設管理者の同意。
2. Aは、施行地区の公告。Bは、市町村長の意見。
3. Aは、事業計画の縦覧。Bは、市町村長の意見。
4. Aは、施行地区の公告。Bは、公共施設管理者の同意。

[No. 9] 都道府県知事が認可した市街地再開発組合の解散に関する記述で誤っているものは次のうちどれか。27-32

1. 組合は、都市開発法第 110 条（全員同意型）で権利変換を行った場合、施設建築物の一部等の価額等の確定を行わなくても、清算の後、組合解散の認可を都道府県知事に申請することができる。
2. 都道府県知事は、組合の事業又会計の違反に対する是正措置命令に、組合が従わないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。
3. 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない。
4. 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて総会の承認を得た後、これを都道府県知事に報告しなければならない。

[No. 10]市街地再開発組合の定款に関する記述で正しいものは次のうちどれか。27-34

1. 定款で定めるものの内、会計に関する事項については、別途会計規程を作成するため、定款の中で改めて定める必要はない。
2. 事業途中に、参加組合員の社名が変更になったため、定款の変更手続きをしたが、社名の変更のみであったため、総会出席者の過半数で決した。
3. 定款には権利変換期日、土地の明渡し期日を定めなければならない。
4. 役員の定款を理事5人及び監事2人とし、その任期を5年と定めた。